

苦情の対応時に想定される違法行為と罰則規定

【建造物侵入罪、不退去罪】刑法第130条

正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。

【傷害罪】刑法第204条

人の身体を傷害した者は、15年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

【暴行罪】刑法第208条

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

【脅迫罪】刑法第222条

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、同様とする。

【強要罪】刑法第223条

生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の拘禁刑に処する。親族の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、同様とする。

【名誉毀損罪】刑法第230条第1項

公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の拘禁刑若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

【侮辱罪】刑法第231条

事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の拘禁刑若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

【信用毀損罪、偽計業務妨害罪】刑法第233条

虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

【威力業務妨害罪】 刑法第234条

威力を用いて人の業務を妨害した者は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

【恐喝罪】 刑法第249条

人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の拘禁刑に処する。人を恐喝して財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同様とする。